

令和5年度高知県保育士修学資金貸付募集要項

この制度は、指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

実施主体 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

貸付対象 次の1から3のいずれの条件にも該当する者

- 1 指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する者（通信制を含む）
（指定保育士養成施設の法的位置づけ）
○児童福祉法第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設
- 2 原則として高知県内に住民登録をしている者であって、卒業後、**別紙1**に定める区域及び施設等に従事しようとする者
※ただし、高知県内に住民登録をしていない次に掲げる者についても、卒業後、高知県内において**別紙1**に定める施設等に従事しようとする場合は対象とする。
 - ・高知県内の養成施設に修学する者
 - ・高知県外の養成施設等に修学する場合であっても、修学生の出身世帯の住所地が高知県内にあること
 - ・通信制の場合は、養成施設の所在地の都道府県で貸付けを受けることはできない
- 3 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者
○通常分の貸付け対象者
 - ・**別紙4**「貸付者所得基準」に該当する者
○生活費加算の貸付け対象者
 - ・貸付申請時に生活保護世帯の者
 - ・生活保護世帯に準ずる経済状況にある者として、高知県社会福祉協議会長が必要と認める者（**別紙2**「生活費加算について」の2に記載のとおり）

貸付内容

- 1 貸付額 次の金額を上限として貸付けを行う。
 - (1) 月額（学費相当分） 50,000円以内
 - (2) 入学準備金 200,000円以内（初回の貸付時）
 - (3) 就職準備金 200,000円以内（最終回の貸付時）

※働きながら養成施設の通信課程を受講する修学生は、次のような場合には、既に就職準備金の貸付決定通知や送金が行われていても、就職準備金の貸付対象とならないため、貸付辞退届の提出又は一括返還が必要となる。

- ・養成施設での修学中又は卒業した日から1年以内に、保育所等の対象施設への求職活動及び転職を行わないとの意思が示された場合。
- ・養成施設を卒業した日から1年以内に、保育所等の対象施設に転職しなかった場合。

- (4) 生活費加算 別紙2「生活費加算について」の1に記載のとおり
ただし、生活費加算の期間は2年を上限とする。

2 貸付期間

- (1) 養成施設の正規の修学期間が2年以内の場合は、養成施設に在学する期間
(2) 養成施設の正規の修学期間が2年間を超える場合は、2年間

ただし、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合であって、貸付金額のうち学費相当分（月額 50,000 円以内）の合計が、120 万円以下であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

3 貸付利子 無利子

4 資金の使途 養成施設へ支払う授業料、実習費、教材費等の納付金その他、参考図書、学用品、交通費等の経費。（生活費加算分については養成施設に在学中の生活費を含む。）

5 交付 年2回（前期、後期として各6ヶ月分）

貸付対象者等の留意事項

- ① 本修学資金と高等教育の修学支援新制度は併用できる場合がある。この場合に、高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」及び「給付型奨学金」の支給を受ける場合は、下記の取り扱いとなるため、支援内容決定後に貸付額を調整するものとする。

高等教育の 修学支援新制度	保育士修学資金貸付制度			
	修学資金	入学準備金	就職準備金	生活費加算
授業料等減免	授業料等の減免後、 <u>自己負担</u> が発生する 場合、自己負担分を 貸付可	入学金の減免後、 <u>自己負担</u> が発生する 場合、自己負担分を 貸付可		
給付型奨学金			○ 併用可	× 併用不可

※自己負担の対象は、授業料及び入学金に含まれていない経費（例：実習費、教材費、制服代など）

- ② 日本学生支援機構の「貸与型の奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を活用している者については、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真にやむを得ないと認められる場合に貸付けできるものとする。
- ③ ①、②のほか、既に当修学資金、県の補助金による奨学金又は他の国庫補助事業等の給付・貸付制度を活用している者は、貸付けの対象とならない。

※生活福祉資金貸付制度、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金等

連帯保証人

○人数：原則2名

※家庭の状況等から連帯保証人を2名立てることができない真にやむを得ない事情が認められる場合は、1名とすることができる。（事前に申請先へ相談してください。）

※貸付申請者が未成年である場合には、連帯保証人のうち1名は法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければならない。

※連帯保証人は、成年の者でなければならない。なお、連帯保証人のうち1名は、原則として返還債務を負担する資力を有する者でなければならない。

※連帯保証人のうち1名は、原則として貸付申請者と生計を異にする者でなければならない。

※連帯保証人は、本修学資金の貸付を受け現在も債務が残っている者、貸付を受けようとする者又は貸付申請者ではないこと。

修学資金の返還債務の免除

養成施設を卒業した日から1年以内に、**別紙1**に定める区域及び施設等に従事し、かつ、次に定める期間引き続きこれらの業務に従事したときは、修学資金の返還の債務を免除する。

ア イ又はウに該当しない者が当該業務に従事した場合 5年間

イ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法((令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう)において当該業務に従事した場合 3年間

(高知県内の過疎地域については、**別紙3**「高知県内の過疎地域市町村等一覧」のとおり)

ウ 中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者)が当該業務に従事した場合 3年間

修学資金の返還について

○次に該当する場合には、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 退学や修学の継続が見込めなくなった場合など、修学資金の貸付契約が解除されたとき。

(当該養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は**別紙1**に定める

(2) 区域及び施設等に従事しなかったとき。

(3) **別紙1**に定める区域及び施設等に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

○返還期間

(1) 生活費の加算がない場合 修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間

(入学準備金及び就職準備金のいずれか又は両方の加算を受けた場合は、それぞれの加算について8ヶ月を当該期間に加える)

(2) 生活費の加算がある場合 修学資金の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間

上記、(1)、(2)共に、「修学資金の貸付けを受けた期間」が2年を超える場合は、これを「2年」と読み替える。

○返還の方法 月賦又は半年賦の均等払方式

○延滞利子

修学資金の貸付けを受けた者が、正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

募集について

1 募集人数

(1) 通常分 40名

(2) 生活費加算分 通常分40名のうち該当者に加算する形で募集する。

2 募集期間

【一次募集】

○募集期間 令和5年2月1日(水)～令和5年2月22日(水)

○募集対象 通常分：養成施設等の令和5年度入学選考に合格した者

生活費加算分：養成施設等へ令和5年度に入学しようとする者(合格前の申請可)

○申請後の流れ(予定時期)

・貸付決定 申請書類提出後、本会にて選考を行い、入学後に在学証明の提出をもって貸付決定し通知する。(4月予定)

・資金交付 借用証書等の提出後、貸付金を交付する。(5月予定)

【二次募集】

- 募集期間 令和5年4月3日（月）～令和5年5月10日（水）
- 募集対象 養成施設等の令和5年度入学選考に合格した者（通常分・生活費加算分とも）
- 申請後の流れ（予定時期）
 - ・貸付決定 申請書類提出後、本会にて選考を行い、貸付者を決定し通知する。（6月予定）
 - ・資金交付 借用証書等の提出後、貸付金を交付する。（7月予定）

申請について

1 申請方法

募集期間内に申請書類を、高知県社会福祉協議会 福祉資金課あてに提出すること。

（郵送の場合は当日消印有効）

※県内の養成施設に入学した方は、養成施設で取りまとめたうえで提出すること。

※募集期間終了後であっても、家計の経済状況が急変した場合など、真に必要な事由が生じた場合には、申請日の属する月からの貸付申請を行うことができる。

【貸付申請者に関する書類】

	申請書類	チェック欄
貸付申請者	1 修学資金貸付申請書（第1号様式 第1面・第2面） ※第1面と第2面が両面になっていることを基本とするが、 片面ずつ2枚の場合は署名・押印した者全員の割り印が必要	☐
	2 身上調書（第5号様式）	☐
	3 養成施設等からの推薦状（第6号様式）	☐
	4 個人情報の取扱いについて（同意書）（ <u>別紙5</u> ）	☐
	5 <u>生計を一にする世帯全員</u> の住民票（発行後3ヶ月以内のもの） ※続柄省略は不可	☐
	6 <u>生計を一にする世帯全員</u> （通学の学生、生徒及び未就学児を除く） （1）令和4 <u>年度分</u> （令和3年分）所得証明書 （2）前年（令和4 <u>年</u> ）の所得を証明する書類 ・給与所得者の場合・・・源泉徴収票の原本 ・給与所得者以外の場合・・・確定申告書の写し（1表・2表） ※受付印のあるもの	所得証明書 ☐ 前年分 ☐
	7 入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の場合 それを証明する書類 ・雇用保険被保険者離職証明書、離職先の会社等による離職証明書等	☐
	生活費加算を申請する場合	
	1 養成施設へ合格後に貸付申請する場合、次のいずれかの書類 （1）生活保護受給証明書の写し （2）第2条第3項第2号の場合、生活保護世帯に準ずる経済状況にある者であることを確認できる書類 ・国民年金保険料免除決定通知等（国民年金法第89条又は第90条）、国民健康保険料が減免又は猶予されたことがわかる書類（国民健康保険法第77条）等	☐
	2 養成施設への合格前に貸付申請する場合、上記1の書類に加えて、 学業が優秀であることを確認するものとして、次のいずれかの書類 （1）貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書 （2）上記以外の場合は、養成施設等への就学意欲、資格取得後における保育士としての就労意思等	☐

※貸付申請時に高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」及び「給付型奨学金」の支援が決定している場合は、次の書類の提出も上記と併せて提出すること。

- (1) 奨学生証の写し
- (2) 「高等教育の修学支援新制度」利用者修学資金の使途計算書 別紙 6
- (3) 誓約書

【連帯保証人に関する書類】

	提出書類	チェック欄
1	住民票（発行後 3 ヶ月以内のもの）	☐
2	令和 4 <u>年度分</u> （令和 3 年分）所得証明書	☐

問い合わせ先及び申請先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊 3 7 5 - 1

高知県立ふくし交流プラザ

TEL 088-844-4600（平日 8 : 30～17 : 15）

URL <https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>



※貸付申請に必要な様式は、高知県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

「高知県社協 保育士修学資金」で検索

別紙 1 修学資金等の貸付に係る対象業務

1 業務従事区域

(1) 高知県の区域

- (2) 以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域 国立児童自立支援施設等
※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、
肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。

- (3) 東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）

2 業務従事施設等

- (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
イ (3) に定める「認定こども園」へ移行を予定している施設
- (3) 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
- (7) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (8) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (9) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
ア 法第59条の2の規定により届出をした施設
イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をし

た施設

- ウ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
- エ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
- オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設

(10) 企業主導型保育事業

生活費加算について

1 生活費加算額

保育士修学資金における 1 月あたりの生活費加算の上限額は、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額のとおりとする。

（貸付申請時の居住地及び年齢に該当する額）

○高知県内の場合

貸付申請時の年齢	高知市内	高知市以外
19 歳以下	43,770 円	39,250 円
20 歳以上 64 歳以下	43,770 円	39,250 円
65 歳以上 74 歳以下	41,840 円	37,510 円
75 歳以上	37,780 円	33,870 円

2 生活保護世帯に準ずる経済状況にある者として、高知県社会福祉協議会長が必要と認める者の範囲

（1）前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税

- ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ・ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

イ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

ウ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条または第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
第 89 条

- ・ 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付、その他の障害を支給事由とする給付であって国民年金法施行令（以下「政令」という。）定めるものの受給権者であるとき。
- ・ 生活保護法による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- ・ 厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

第 90 条

- ・ 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- ・ 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

- ・ 地方税法に定める障害者であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- ・ 地方税法 に定める寡婦であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- ・ 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

エ 国民健康保険法（昭和33年法律192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

- ・ 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

3 提出書類

（１）貸付申請時に生活保護世帯の場合

福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

（２）生活保護世帯に準ずる経済状況にある場合

生活保護世帯に準ずる経済状態であることを確認できる書類

※前年度または当該年度において上記２の（１）のＡからエまでに掲げるいずれかの措置を受けたことが確認できる書類（市町村長が発行する課税証明書等）

（３）養成施設への合格前に貸付対象者の選定を行う場合

ア 学業が優秀であることを確認する書類

（ア）貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書

（イ）上記以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育士としての就労意思等

高知県内の過疎地域市町村等一覧

令和4年4月1日現在

郡市名	町村・区域名
高知市	旧鏡村、旧土佐山村の区域
室戸市	
安芸市	
須崎市	
宿毛市	
土佐清水市	
四万十市	旧西土佐村の区域
香南市	旧赤岡町、旧夜須町、旧吉川村の区域
香美市	
安芸郡	東洋町
	奈半利町
	田野町
	安田町
	北川村
	馬路村
長岡郡	本山町
	大豊町
土佐郡	土佐町
	大川村
吾川郡	いの町
	仁淀川町
高岡郡	中土佐町
	越知町
	梶原町
	津野町
	四万十町
幡多郡	大月町
	三原村
	黒潮町

※R4.4.1～宿毛市、香南市旧吉川村、吾川郡いの町全域が追加（R4.4.1 から適用とする）

別紙 4

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 保育士修学資金貸付者所得基準

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付要領（以下「貸付要領」という。）第2条第2項に定める家庭の経済状況については、独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金の家計基準に準拠し、次のとおり定める。

ただし、貸付要領第2条第3項に定める生活費の加算の貸付対象者は、貸付要領第2条第3項に定めるとおりとし、この基準は適用しない。

1 優先して選考する者

優先的に選考する者は、次の各号の世帯（住所が異なる場合でも生計を一にする者を含む。）に属する者とする。

ア 市町村民税非課税世帯に属する者

イ 市町村民税所得割非課税世帯に属する者

2 上記1以外で選考する者

上記1による選考の他、予算の範囲内において選考する者は、その者の属する世帯（住所が異なる場合でも生計を一にする者を含む。）の家計支持者（家計を支えている人）の1年間の認定所得金額が、次に定める収入基準額以下である者とする。

（収入基準額表）

世帯区分	収入基準額
1人世帯	1, 390, 000円
2人世帯	1, 980, 000円
3人世帯	2, 120, 000円
4人世帯	2, 290, 000円
5人世帯	2, 390, 000円
6人世帯	2, 500, 000円
7人世帯	2, 620, 000円
8人世帯	2, 740, 000円
9人以上1人増すごとに加算する額	120, 000円

(1) 世帯人員の認定

世帯人員の認定は、同居別居を問わず、申込時に本人と生計を一にする家族は同一世帯員とする。

ア 同居していなくて同一世帯員とする場合（例示）

（ア）家計支持者が出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき

（イ）就学又は病気療養等のために一時別居しているとき

（ウ）主として扶養している別居の祖父母

イ 同居していなくて同一世帯員としない場合（例示）

（ア）別居独立している兄弟姉妹

（イ）生計を一にしない別居の祖父母

(2) 認定所得の算出方法

ア 所得金額の算出

下記（ア）、（イ）で算出した金額をすべて合計する。

（ア）給与所得の場合

給与所得（控除算定式A）

家計支持者のうち1人だけ給与所得の場合、家計支持者のうち複数が給与所得者の場合でその金額の高い者に適用。

$$\boxed{\text{所得金額}} = \text{所得証明書における} \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{下表により算出した控除金額}}$$

（表）給与所得の場合における控除額A

年間収入金額	控除金額
400 万円以下の場合 (ただし、収入金額が 268 万円未満の控除額は収入金額と同額である。)	年間収入金額×0.2+214 万円
400 万円を超え 781 万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174 万円
781 万円を超える場合	408 万円

（注1）収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入して適用。

（注2）同一人で2つ以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計したあと万円未満を切り捨てて適用

給与所得（控除算定式B）

家計支持者のうち複数が給与所得者の場合でその金額の低い者に適用。

$$\boxed{\text{所得金額}} = \text{所得証明書における}\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{下表により算出した控除金額}}$$

（表）給与所得の場合における控除額B

年間収入金額	控除金額
65 万円以下の場合	年間収入金額と同額
65 万円を超え 180 万円以下の場合	年間収入金額×0.4 (ただし、控除額が 65 万円未満の控除額は 65 万円)
180 万円を超え 360 万円以下の場合	年間収入金額×0.3+18 万円
360 万円を超え 660 万円以下の場合	年間収入金額×0.2+54 万円
660 万円を超え 1,000 万円以下の場合	年間収入金額×0.1+120 万円
1,000 万円を超え 1,500 万円以下の場合	年間収入金額×0.05+170 万円
1,500 万円を超える場合	245 万円

（注1）収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入して適用

（注2）同一人で2つ以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計したあと万円未満を切り捨てて適用

（イ）給与所得以外の所得の場合

$$\boxed{\text{所得金額}} = \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{所得証明書における所得金額}}$$

（注1）所得金額がマイナスの場合はゼロとして扱う。プラスの所得金額とマイナスの所得金額は相殺できない。

イ 特別控除額の算出

別表1の特別控除額表に該当する項目の金額をすべて合計する。

（注1）特別控除額は万円未満を切り上げて適用

ウ 認定所得金額の算出

所得金額の合計から特別控除額の合計を差し引く。

$$\boxed{\text{認定所得金額}} = \boxed{\text{所得金額の合計}} - \boxed{\text{特別控除額の合計}}$$

附則

この基準は、平成27年11月27日から施行する。

附則

この基準は、平成28年12月28日から施行する。

附則

この基準は、平成29年11月2日から施行する。

別表 1 特別控除額表

特 別 の 事 情			特 別 控 除 額				
(1)母子・父子世帯であること			99 万円				
(2)就学者のいる世帯であること (本人以外の児童・生徒・学生 1 人につき)			小学校		31 万円		
			中学校		46 万円		
					自宅通学	自宅外通学	
			高 等 学 校		国・公立	39 万円	69 万円
					私 立	88	118
			高 等 専 門 学 校	1～3 年次	国・公立	39	69
					私 立	88	118
				4、5 年次・ 専攻科	国・公立	43	72
					私 立	87	116
			大 学		国・公立	74	121
					私 立	133	180
			専 修 学 校	高等課程	国・公立	39	69
					私 立	88	118
				専門課程	国・公立	36	81
					私 立	102	147
(3)障害のある人のいる世帯である こと			障害のある人 1 人につき		99 万円		
(4)長期に療養を要する人のいる世 帯であること			療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。				
(5)主たる家計支持者が別居してい る世帯であること			別居のため特別に支出している年間金額。 ただし、71 万円を限度とする。				
(6)震災・火災・風水害その他の災害 又は盗難等の被害を受けた世帯であ ること			日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るた めの基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつ て、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認 められる年間金額。				
(7)申請者本人を対象とする控除			74 万円				

備考 1 申請申込時において、「子供」（就学者と就学前の子）が 2 人を超える世帯については、その超える人数につき、申請者本人を対象とする控除額に 50 万円を加えた額を乗じた額をさらに控除することができる。

個人情報の取り扱いについて（同意書）

「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報取扱事務概要説明書」をお読みいただき、次の各項目について、理解・同意していただける場合にはチェックを入れ、署名・捺印をして下さい。

- ☐ 私は、「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報取扱事務概要説明書」により、貴会における個人情報の取り扱いについて理解しました。
- ☐ 私は、修学資金等の利用に伴い、申込書などの提出書類に記載した個人情報について、「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報取扱事務概要説明書」並びに高知県社会福祉協議会の規則に基づいて取り扱われることに同意します。

_____年_____月_____日

申請者 氏名 _____ 印 _____

親権者 又は未成年後見人 氏名 _____ 印 _____

連帯保証人 氏名 _____ 印 _____

連帯保証人 氏名 _____ 印 _____

個人情報の取り扱い説明書

～保育士修学資金貸付の申請・利用にあたって～

1. 個人情報の利用目的

保育士修学資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、修学資金の貸付けを受けた者の修学状況や卒業後の業務従事状況を把握するとともに、修学資金の貸付・返還等を適切に行うことを目的として個人情報を収集・利用します。

2. 個人情報の収集について（個人情報の種類・収集先）

本会は、修学資金の貸付けに際して個人情報を収集する時は、別紙5-付属資料2の概要説明書に基づき、必要な情報のみを適法かつ適切な方法により収集します。

また、本事業は、真に必要な者に対して修学資金の貸付けを行うものであるため、修学資金の貸付申請者の世帯構成員の個人情報も収集します。（申請書の身上調書には世帯構成員の状況を記入いただくとともに、世帯構成員の所得証明書を添付いただくこととなっています。）

3. 個人情報の利用・提供について

本事業において個人情報を利用する場合は、上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

- ① 保育士修学資金貸付選考会
- ② 修学中又は修学した保育士養成施設
- ③ 市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会
- ④ 高知県及び市町村行政等の機関
- ⑤ 貸付けを受けた者が貸付金の返還債務の免除を受けるまで又は貸付金の返還が終了するまでに
従事した業務従事先
- ⑥ 各種金融機関
- ⑦ 司法機関、弁護士及び司法書士等の法律家
- ⑧ その他の関係機関
- ⑨ 連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債務代行者

個人情報取扱事務概要説明書

年		月	日	平成 27 年 11 月 27 日	
変		更	年	月	日
令		和	3	11	29
個 人 情 報 取 扱 事 務 の 名 称		保育士修学資金等貸付事業			
個 人 情 報 の 利 用 目 的		保育士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、借受人の修学状況、卒業後又は、就業後の業務従事状況を把握するとともに、修学資金等の貸付・返還を適切に行うことを目的として個人情報を収集・利用します。			
個人 情報 の 種 類	基 本 的 事 項	☒ 識別番号 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 住所・電話番号 ☒ 本籍・国籍 ☐ その他（ ）			
	心 身 の 状 況	☒ 健康状態 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況 ☒ 身体の状態 ☐ その他（ ）			
	家 庭 生 活	☒ 家族状況 ☒ 婚姻歴 ☒ 親族関係 ☒ その他（住居）			
	社 会 生 活	☒ 職業・職歴 ☒ 学業・学歴 ☒ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 所属団体 ☐ その他（ ）			
	資 産 ・ 収 入	☒ 財産 ☒ 収入 ☒ 納税状況 ☒ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ その他（経費見積等）			
	そ の 他	☐ 趣味・し好 ☐ 意見・要望 ☐ その他（ ）			
個 人 情 報 の 収 集 先		☒ 本人 ☒ 本人以外（規則第 5 条第 4 項（1. 2. 4. 5. 6）該当）			
		本 人 以 外 の 区 分	☒ 行政機関 ☒ 市町村社協 ☒ その他福祉関係者 ☒ 民間・私人 ☒ その他（金融機関、司法機関、法律家）		
		☐ 本会内			
個 人 情 報 の 利 用 ・ 提 供 方 法		本事業において個人情報を利用する場合は、上記の利用目的を範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とする。 ただし、貸付者の選考や返還業務等のために必要な範囲内において、下記に対して個人情報を収集・提供、また共有することがあります。 ①保育士修学資金貸付選考会 ②就学中又は就学した保育士養成施設 ③市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会 ④高知県及び市町村行政等の機関 ⑤貸付けを受けた者が貸付金の返還債務の免除を受けるまで又は貸付金の返還が終了するまでに従事した業務従事先 ⑥各種金融機関 ⑦司法機関、弁護士 ⑧その他の関係機関 ⑨連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債務代行者			
個人情報の目的外利用の有無		☐ 有（第 7 条第 1 項（ ）） ☒ 無			
個 人 情 報 の 目 的 外 提 供 の 有 無 及 び 提 供 先		☒ 有（第 7 条第 1 項（2. 4）） ☐ 無			
		提 供 先	☒ 行政機関 ☒ 市町村社協 ☒ その他福祉関係者 ☒ 民間・私人 ☒ その他（司法機関、法律家） ※法令等の規定に基づくとき。 ※個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。		
個 人 情 報 の オ ン ラ イ ン 結 合 の 有 無		☐ 有 ☒ 無			
外 部 委 託 の 有 無 及 び 内 容		☐ 有 ☒ 無			
		委 託 内 容			
備 考					
担 当 部 署		福祉資金課			

「高等教育の修学支援新制度」利用者修学資金の使途調書

令和 年 月 日

修学生 (自署)	住所	
	氏名	印
法定代理人 (自署)	住所	
	氏名	印
法定代理人 (自署)	住所	
	氏名	印

【高等教育の修学支援新制度の利用状況】

いずれかを○で囲んでください。

名 称		利用状況
高等教育の 修学支援新制度	授業料等減免制度	申請中 ・ 決定済
	給付型奨学金	申請中 ・ 決定済

※決定済の場合は、採用決定通知の写しを添付してください。また、申請中で採否結果が添付できない場合、結果通知が届き次第、速やかに提出してください。

【修学に係る費用】

使 途		納付額
①入学に 付随する 費用		円
		円
		円
		円
①合 計		円
②その他の 費用		円
		円
		円
		円
		円
		円
②合 計		円

※「入学に付随する費用」・・・(例)制服代、実習着代、通学に使用する自転車等

「その他費用」・・・(例)授業料に含まれていない実習費、施設管理費、教材費、参考図書代、交通費等

誓約書

- 1 「高等教育の修学支援新制度」の採用が決定した場合は、奨学生証の写しを高知県社会福祉協議会へ提出します。
- 2 「高等教育の修学支援新制度」の支援区分により決定した減免後の入学金、授業料、実習費、教材費、その他の納付費用が「保育士修学資金」を下回る場合は、「保育士修学資金」の次回以降の交付分でその差額を差し引くことについて異議はありません。

また、次回以降の交付分でその差額を差し引いてもなお「保育士修学資金」を下回る場合は、別途、振込にて償還します。

令和 年 月 日

社会福祉法人高知県社会福祉協議会会長 様

修学生 住 所

氏 名 (印)

法定代理人 住 所

氏 名 (印)

法定代理人 住 所

氏 名 (印)

(※修学生が未成年の場合、署名押印すること)